

建設工事における品質の確保等を図るための取組について

1 目的

低入札価格による受注工事において、適正な工事の履行を確保することによって、品質の低下を防止する。併せて、下請企業を含む労働者への適正な労働賃金の支払を確保する。

2 現状と課題

- 予定価格に対して 90%未満（2億円以上は 85%未満）で落札した者に対して、契約締結後及び竣工時において、適正な履行の確保とその結果を確認するため「契約後確認調査（書面調査）」を実施。
- 平成 27 年度の同調査対象者は約 4%の状況。
- 調査に該当しない案件に比べ、工事成績点（品質）が低い状況。

3 取組内容等

【対象工事】

- ① 予定価格 100 万円から 2 億円未満の工事 予定価格の 90%未満
- ② 2 億円以上 WTO 適用基準未満の工事 予定価格の 85%未満

【取組内容 1】（品質の確保）

- ① 建設工事 3,500 万円以上、建築一式工事 7,000 万円以上
主任（監理）技術者と同等の要件（入札参加の基本要件）を満たす技術者を専任で別途配置（現場代理人との兼務不可）
- ② 建設工事 3,500 万円未満、建築一式工事 7,000 万円未満
主任技術者を専任で配置

【取組内容 2】（下請けを含む適正な労働賃金の確保）

現行の契約後確認調査に加え、法定福利費などを計上した「標準見積書」の提出（2次以降を含む全ての下請企業を対象）

【その他】

落札候補者の辞退は可能（但し、1年間に2回対象となった場合は入札参加制限）

4 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用